

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都介護保険財政安定化基金運営規則の一部を改正する規則……………(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)……………一

告示

○土地区画整理事業の事業計画の変更認可……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………一

○市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可(二件)……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………二

○建築基準法による道路の指定……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………二

○建築基準法による道路の指定の変更……………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課)……………三

○東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………(環境局総務部環境政策課)……………三

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………四

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)……………二

○都道の区域変更(二件)……………(建設局道路管理部路政課)……………三

公告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………五

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)……………六

○特定非営利活動法人の認定……………(同)……………六

○都市計画の図書の縦覧(二件)……………(都市整備局都市づくり政策部都市計画課)……………六

○管理処分計画の変更……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………三

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………三

○争議行為の予告(二件)……………(産業労働局雇用就業部労働環境課)……………四

○平成二十七年三月三十一日付東京都規則第二百二十号……………(五)

規則

東京都介護保険財政安定化基金運営規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月十五日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第八十一号

東京都介護保険財政安定化基金運営規則の一部を改正する規則

東京都介護保険財政安定化基金運営規則(平成十二年東京都規則第百十二号)の一部を次のように改正する。

別記第四号様式中

実績保険料収納(見込)額 B

を

実績保険料収納(見込)額及び基金事業対象繰入(見込)額の合計額 B

に改める。

別記第八号様式中

実績保険料収納(見込)額 H

を

実績保険料収納(見込)額及び基金事業対象繰入(見込)額の合計額 H

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第三百九十九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十条第一項の規定に基づき東京都市計画事業渋谷駅街区土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年三月十五日

東京都知事 外 添 要 一

一 施行者の住所及び氏名

渋谷区南平台町五番六号

東京急行電鉄株式会社 取締役社長 野本 弘文

新宿区西新宿六丁目五番一号

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 本部

長 新居田 滝人

二 土地区画整理事業の名称

三 事務所の所在地

三 事務所の所在地

三 事務所の所在地
渋谷区渋谷二丁目十七番三号渋谷アイビスビル六階

四 施行認可の年月日

平成二十二年十月十四日

五 変更認可の年月日

平成二十八年三月十五日

●東京都告示第四百号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八
条第一項の規定に基づき神田練堀町地区市街地再開発組合
の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項に
おいて準用する同法第十九条第一項の規定により、次のよ
うに告示する。
平成二十八年三月十五日

東京都知事 外 添 要 一

一 組合の名称

神田練堀町地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十七年六月二十三日から平成三十一年十二月三
十一日まで

三 施行地区

千代田区神田練堀町及び神田松永町各地下

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

千代田区神田練堀町四番地二

平成二十七年六月二十三日

五 変更の内容

事業施行期間を平成三十二年三月三十一日まで延長す

る。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成二十八年三月十五日

●東京都告示第四百一号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八
条第一項の規定に基づき目黒駅前地区市街地再開発組合の
事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用
する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示す
る。
平成二十八年三月十五日

東京都知事 外 添 要 一

一 組合の名称

目黒駅前地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十四年七月十一日から平成三十一年三月三十一
日まで

三 施行地区

品川区上大崎二丁目及び上大崎三丁目各地下

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

品川区上大崎二丁目十五番十九号

五 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十四年七月十一日

平成二十八年三月十五日

●東京都告示第四百二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」
という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のと

おり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置
いて縦覧に供する。
平成二十八年三月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第四号の規定による道路
平成二十八年一月十九日
武蔵村山市本町一丁目五十六番一地先、五十七番一の一部、同番一
地先並びに五十八番一及び五十九番一の各一部、同番一
地先並びに六十番四及び同番十一の各一部、同番十
九、六十一番三の一部、同番三
地先並びに同番四、同番八、六十二番二、六十四番三から同番六まで及び六十六番四の各一部、同番四
地先並びに六十八番三、同番四、六十九番一から同番

延長
八九八・四〇
幅員
四・〇〇
一四・〇〇

三まで、七十一番三及び七十二番一の各一部、同番一
地先並びに同番二、七十三番一から同番三まで、七十七番一、同番二及び榎三丁目五十二番一の各一部、同番一
十三番一の一
部、同番一
地先並びに同番二及び同番三の各一部、同番三
地先並びに同番四、五
十六番一、同番三から同番五まで、同番九、同番十、同番十三、同番十五、五十
七番二から同番五まで、同番七、同番八、同番十、同番十一、同番十三から同番十五まで、同番十九、六十番五、六十一番一、同番二及び七十九番三の各一部、同番三
地先並びに同番四、同

番八、同番十及び八十一番一の各一部、同番一
地先、八十二番四の
一部、同番四
地先、九十六番六の一部、同番六
地先並びに同番七、九十七番二及び同番四の各一部、同番四
地先並びに同番五、同番十五、九十八番一、同番二、百二番二、同番三及び百六番九の各一部

●東京都告示第四百三三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年三月十五日

東京都多摩建築指導事務局長

金子 博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
------------	-------	------------	------------------------

法第四十二条 平成二十八 東村山市恩多 延長

第二項の規定 年二月十五 町三丁目四十 七・五六
による道路 日 一番三十四地 幅員
先及び同番三 四・〇〇
十四の一部

●東京都告示第四百四号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第四十八条の規定に基づき、町田市資源循環型施設整備事業について、環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）及びその概要の提出があり、同条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、同条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年三月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事業段階関係地域の範囲

町田市 下小山田町、函師町、山崎町、小野路町、上小山田町、常盤町、小山田桜台一丁目、小山田桜台二丁目、矢部町、根岸町、根岸一丁目、根岸二丁目、忠生一丁目、忠生二丁目、忠生三丁目、忠生四丁目及び木曾西三丁目の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

町田市

町田市長 石阪 丈一

町田市森野二丁目二番二十二号

三 対象事業の名称及び種類

町田市資源循環型施設整備事業

廃棄物処理施設の設置

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、町田市下小山田町に位置する既存の町田リサイクル文化センターの清掃工場の建替えを行うものである。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、地形・地質、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

平成二十八年三月十五日から同年四月十三日まで。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 町田市環境資源部環境保全課

町田市森野二丁目二番二十二号

イ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成二十八年四月二十八日

(四) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

別記(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施に伴う環境に及ぼす影響は、事業の内容や計画地及びその周辺における地域の概況を考慮した上で環境影響評価項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(11)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>《工事の施行中》</p> <p>【建設機械の稼働に伴う排出ガス】 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は工事開始2～13ヶ月目で0.037ppm、工事開始58～69ヶ月目で0.036ppmであり、評価の指標とした環境基準(0.04ppm)から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下)を満足している。また、建設機械の稼働に伴う寄与率は工事開始2～13ヶ月目で41.1%、工事開始58～69ヶ月目で37.1%である。 浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は工事開始2～13ヶ月目で0.051mg/m³、工事開始58～69ヶ月目で0.050mg/m³であり、評価の指標とした環境基準(0.10mg/m³以下)を満足している。また、建設機械の稼働に伴う寄与率は工事開始2～13ヶ月目で8.8%、工事開始58～69ヶ月目で7.5%である。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う排出ガス】 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.030ppmであり、評価の指標とした環境基準(0.04ppm)から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下)を満足している。また、工事用車両の走行に伴う寄与率は、0.5～1.8%である。 浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.048mg/m³であり、評価の指標とした環境基準(0.10mg/m³以下)を満足している。また、工事用車両の走行に伴う寄与率は、0.1%である。</p> <p>《工事の完了後》</p> <p>【施設の稼働に伴う排出ガス】 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.027ppmであり、評価の指標とした環境基準(0.04ppm)から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下)を満足している。また、施設の稼働に伴う寄与率は、0.1～4.6%である。 浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.046mg/m³であり、評価の指標とした環境基準(0.10mg/m³以下)を満足している。また、施設の稼働に伴う寄与率は、0.1%未満～0.4%である。 二酸化硫黄の年平均値の年間98%値は0.003ppmであり、評価の指標とした環境基準(0.04ppm以下)を満足している。また、施設の稼働に伴う寄与率は、0.2～1.0%である。 ダイオキシン類の年平均値は0.018004～0.018020pg-TEQ/m³であり、評価の指標とした環境基準(0.6pg-TEQ/m³以下)を満足している。また、施設の稼働に伴う寄与率は、0.1%未満～0.1%である。であり、評価の指標とした目標環境濃度(0.02ppm以下)を満足している。また、施設の稼働に伴う寄与率は、0.4～2.0%である。 水銀の年平均値は0.001311～0.001359μg/m³であり、評価の指標とした指標値(0.04μg/m³以下)を満足している。また、施設の稼働に伴う寄与率は、0.8～4.3%である。</p> <p>《短期高濃度》 各気象条件における将来濃度(1時間値)は、すべての物質で評価の指標とした環境基準、短期暴露指標値、自然環境濃度、指標値を満足している。 【清掃車両の走行に伴う排出ガス】 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.029～0.030ppmであり、環境基準(0.04ppm)から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下)を満足している。 浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.048mg/m³であり、環境基準(0.10mg/m³以下)を満足している。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 悪臭	<p>《工事の完了後》</p> <p>【煙突(熱回収施設(排ガス排出口)における臭気排出強度)】 【煙突(臭突)における臭気排出強度】 【プラントホールドアップ周辺の敷地境界における臭気指数】 【バイオガス化施設周辺の敷地境界における臭気指数】 施設の稼働に伴う悪臭等気体非出口の臭気排出強度は、煙突(熱回収施設(排ガス排出口)、炉停止時の施設設備脱臭装置排出口及びバイオガス化施設の脱臭装置排出口)の3つが合流して排気される煙突(臭突)で6.0×10³μg/minであり、評価の指標とした「悪臭防止法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(以下「環境確保条例」といふ。)に基づき規制基準を満足している。また、施設の稼働に伴う敷地境界の臭気指数は10未満であり、評価の指標とした「悪臭防止法」及び「環境確保条例」に基づき規制基準を満足している。</p> <p>《工事の施行中》</p> <p>【建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動】 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音レベル(L₉₀)は65～78dBであり、評価の指標とした「騒音規制法」に基づく特定建設作業に係る騒音の規制基準及び「環境確保条例」に基づく指定建設作業に係る騒音の報告基準を満足している。 建設機械の稼働に伴う建設作業振動レベル(L₁₀)は55～68dBであり、評価の指標とした「振動規制法」に基づく特定建設作業に係る振動の規制基準及び「環境確保条例」に基づく指定建設作業に係る振動の報告基準を満足している。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動】 工事の施行中の将来交通量による道路交通騒音レベル(L₁₀)は昼間で65～67dBであり、No.2では評価の指標とした環境基準と同値となっているが、No.1及びNo.3では環境基準を満足していない。なお、No.1及びNo.3は現況(将来基礎交通量による騒音レベル)において既に環境基準を満足しておらず、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加は昼間で1dB未満～1dBである。 工事の施行中の将来交通量による道路交通振動レベル(L₁₀)は昼間で39～47dB、夜間で36～42dBであり、評価の指標とした「環境確保条例」に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準を満足している。また、工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加は、昼間で1dB未満～1dB、夜間で1dB未満である。</p> <p>《工事の完了後》</p> <p>【施設の稼働に伴う騒音・振動】 施設の稼働に伴う騒音レベルは朝で32～36dB、昼間で33～40dB、夕で32～36dB、夜間で32～36dBであり、評価の指標とした「環境確保条例」に基づく工場・指定作業場に係る騒音の規制基準を満足している。 施設の稼働に伴う振動レベルは昼間で42～59dB、夜間で30～49dBであり、評価の指標とした「環境確保条例」に基づく工場・指定作業場に係る振動の規制基準を満足している。</p> <p>【清掃車両の走行に伴う道路交通騒音・振動】 工事の完了後の将来交通量による道路交通騒音レベル(L₁₀)は昼間で64～66dBであり、No.2では評価の指標とした環境基準を満足しているが、No.1及びNo.3では環境基準を満足していない。なお、No.1及びNo.3は現況(将来基礎交通量による騒音レベル)において既に環境基準を満足してはいない。 工事の完了後の将来交通量による道路交通振動レベル(L₁₀)は昼間で38～47dBであり、評価の指標とした「環境確保条例」に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準を満足している。</p>
3. 騒音・振動	

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
4. 土壌汚染	<p>《工事の施行中》</p> <p>【土壌中の有害物質の濃度】 特定有害物質の調査結果は、新施設の建築範囲を中心に設定したすべての調査地点のすべての調査項目で「ダイオキシン類は定置下限値未満であり、溶出量・含有量は「土壌汚染対策法」に基づく指定基準及び「環境確保条例」に基づく処理基準を満足している。また、ダイオキシン類についても、すべての調査地点で「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準を満足している。</p> <p>既存施設を解体する前には施設の清掃を行い、ごみや灰等に含まれる汚染物質を事前に除去し、工事中の作業により土壌が汚染されるのを防止する。また、既存施設が立地している範囲は、今後土地の改変や形状の変更を行うとともに「土壌汚染対策法」及び「環境確保条例」に基づき調査を実施し、「土壌汚染対策法」に基づく指定基準、「環境確保条例」に基づく処理基準及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準を超えていると認められる場合には、関係法令に基づき汚染土壌の範囲を確定するとともに、汚染の除去や拡散防止措置等、適切に対策を講じる。したがって、掘削工事に伴い新たな地域に汚染土壌を拡散させることはないと考ええる。</p> <p>【地下水への溶出の可能性の有無】 地下水の調査結果は、新施設の建築範囲の周囲に設定したすべての調査地点のすべての調査項目で「土壌汚染対策法」及び「環境確保条例」に基づく地下水基準、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質の汚濁に係る環境基準を満足している。なお、「ア」土壌中の有害物質の濃度」に示したとおり、汚染が確認された場合には、関係法令に基づき汚染の除去や拡散防止措置等、適切に対策を講じる。また、有害物質による汚染土壌が確認された場合には、工事に伴う排水は必要に応じて施設の汚染処理設備を設置し、排水排除基準に適合するように適切に処理し、隣接する排水処理施設又は公共下水道に放流することから、工事の実施に伴う地下水への溶出のおそれはないと予測する。</p> <p>したがって、地下水汚染を引き起こすことはないと考ええる。</p> <p>【汚染土壌の量】 調査を行った範囲では、すべての調査地点のすべての調査項目で「土壌汚染対策法」に基づく指定基準、「環境確保条例」に基づく処理基準及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準を満足しているため、土壌汚染の可能性は低いと予測する。</p> <p>なお、既存施設が立地している範囲は、過去の使用形態から汚染の可能性を否定することができないが、今後土地の改変や形状の変更を行うおとす前に「土壌汚染対策法」及び「環境確保条例」に基づき調査を実施し、汚染が確認された場合は関係法令に基づき汚染土壌の範囲を確定する。したがって、「土壌汚染対策法」及び「環境確保条例」に基づき汚染土壌の量を確定すると考える。</p>

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
4. 土壌汚染 (つづき)	<p>《工事の完了後》</p> <p>【土壌中の有害物質の濃度】 工場棟等の最下階となる構造物については堅牢な構造とし、有害物質の漏出対策を講じる。また、灰等の運搬にあたっては、密閉式で灰等が飛散しない構造の運搬車両を使用するとともに、建物内の閉め切った空間で灰等を積み込むため、一般環境中に灰等が飛散することはない。さらに、フラスコ排水については、難腐食性（高耐久性）の配管で排水処理設備に接続し、排水排除基準に適合するように処理したのち、公共下水道に放流するとともに、排出ガス中のダイオキシン類、水銀については既存施設よりも厳しい自主規制値を設定し、その規制値以下での濃度で処理して排出する。</p> <p>したがって、施設の稼働に伴い土壌汚染を引き起こすことはないと考ええる。</p> <p>【地下水への溶出の可能性の有無】 「土壌中の有害物質の濃度」に示したとおり、有害物質の漏出対策等により新たな土壌汚染を生じさせるとはならないことから、施設の稼働に伴う土壌汚染による地下水への溶出のおそれはないと予測する。</p> <p>したがって、施設の稼働に伴い地下水汚染を引き起こすことはないと考ええる。</p> <p>《工事の施行中》</p> <p>【掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び程度】 本事業では、掘削部及びその周辺の地盤の崩壊を防止するため、掘削部周囲に剛性の高い山留壁を構築し、山留壁保工としてアースアンカー工法を採用することから、山留壁の変形は小さいものと考ええる。</p> <p>したがって、掘削工事に伴う山留壁の変形による地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないことと考える。</p> <p>【掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度】 本事業では、山留壁下端部からの回り込みによる計画地周辺の地下水の水位低下を防止するため、可燃ごみピットの胴部周囲に遮水壁を設置し、必要深度（T.P.+約94m）まで構築する。</p> <p>い、必要な深度（T.P.+約94m）まで構築する。</p> <p>い、可燃ごみピットにおいて、掘削工事中に掘削底面等から地下水が湧出し、揚水を行うことも考えられるが、揚水は遮水壁に囲まれた内部とし、また、揚水量も最小限とすることから、周辺の地下水の水位への影響のおそれは小さいものと考ええる。</p> <p>また、地下水の流れを阻害する山留壁を設置する範囲を最小限とすることにより、地下水の流れは山留壁の影響を迂回して流れると考えられ、山留壁による地下水の水位及び流況への影響のおそれは小さいものと考ええる。</p> <p>したがって、掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないことと考える。</p> <p>《工事の完了後》</p> <p>【施設の存在（地下構造物等）に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度】 本事業では、地下水の流れを阻害する地下構造物及び山留壁を設置する範囲を最小限とすることにより、地下水の流れは地下構造物及び山留壁の影響を迂回して流れると考えられ、地下構造物及び山留壁による地下水の水位及び流況への影響のおそれは小さいものと考ええる。</p> <p>したがって、施設の存在（地下構造物等）に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないことと考える。</p>
5. 地盤	<p>《工事の完了後》</p> <p>【施設の存在（地下構造物等）に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度】 本事業では、地下水の流れを阻害する地下構造物及び山留壁を設置する範囲を最小限とすることにより、地下水の流れは地下構造物及び山留壁の影響を迂回して流れると考えられ、地下構造物及び山留壁による地下水の水位及び流況への影響のおそれは小さいものと考ええる。</p> <p>したがって、施設の存在（地下構造物等）に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないことと考える。</p>

表1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
6. 地形・地質	<p>《工事の施行中》</p> <p>【造成工事に伴う斜面等の安定性の変化の程度】</p> <p>計画地東側の斜面を造成するにあたり、「宅地造成等規制法」に基づく「宅地造成工事規制区域」に該当するため、「宅地防災マニュアル」に基づく「斜面の施工上の留意事項」に従い、傾斜度 30 度未満の斜面を形成するとともに、「擁壁の施工上の留意事項」に従い、鉄筋コンクリート造擁壁（土留擁壁）を施工する。</p> <p>また、計画地南側の斜面を造成するにあたり、「土砂災害防止法」に基づく「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」並びに「宅地造成工事規制区域」に該当するため、計画地東側斜面と同様に「斜面の施工上の留意事項」に従い、傾斜度 30 度未満の斜面を形成するとともに、「擁壁の施工上の留意事項」に従い、練積み造擁壁（土留擁壁）を施工する。</p> <p>したがって、造成工事に伴う斜面等の安定性は確保されているものと予測されることから、評価の指標とした「斜面等の安定性が確保されること」を満足すると考える。</p> <p>《工事の完了後》</p> <p>【施設の存在に伴う斜面等の安定性の変化の程度】</p> <p>本事業では、傾斜地及び擁壁の設計にあたっては、「宅地防災マニュアル」における基準に従い、のり面の傾斜は基準（35 度）よりも緩い傾斜（30 度未満）とし、高さ 5m 毎に幅 1.5m の小段（大走り）を設ける計画である。また、擁壁を設けない斜面部分は緑化工等により風化・浸食等による不安定化を抑制するとともに、のり面を流下する雨水等の地表水は、小段に排水溝を設け速やかに排水する計画である。</p> <p>これらによる斜面の造成により、計画地南側の斜面は、「土砂災害防止法」に基づく「土砂災害特別警戒区域」の指定から解除されることとなる。したがって、施設の存在に伴う斜面等の安定性は確保されるものと予測されることから、評価の指標とした「斜面等の安定性が確保されること」を満足すると考える。</p>

表1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
7. 水循環	<p>《工事の施行中》</p> <p>【掘削工事に伴う地下水の水位及び流量の変化の程度】</p> <p>本事業では、山留壁下端部からの回り込みによる計画地周辺の地下水の水位低下を防止するため、可燃ごみピットの掘削部周囲に遮水壁であるソイルセメント壁を、ボーリング調査等による土質状況を反映した山留設計を行い、必要な深度（T.P.+約 94m）まで構築する。</p> <p>可燃ごみピットにおいて、掘削工事中に掘削底面等から地下水が湧出し、揚水量も最小限とされるが、揚水は遮水壁に囲まれた内部とし、また、揚水量も最小限とすることから、周辺の地下水の水位への影響のおおそは小さいものと考ええる。</p> <p>また、地下水の流れを阻害する山留壁を設置する範囲を最小限とすることにより、地下水の流れは山留壁の周囲を迂回して流れは小さいものと考えられ、山留壁による地下水の水位及び流量への影響のおおそは小さいものと考ええる。したがって、掘削工事に伴う地下水の水位及び流量の変化の程度は小さいものと予測されることから、評価の指標とした「周辺の地下水の水位及び流量に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p> <p>《工事の完了後》</p> <p>【施設の存在（地下構造物等）に伴う地下水の水位及び流量の変化の程度】</p> <p>本事業では、地下水の流れを阻害する地下構造物及び山留壁を設置する範囲を最小限とすることにより、地下水の流れは地下構造物及び山留壁の周囲を迂回して流れは小さいものと考えられ、地下構造物及び山留壁による地下水の水位及び流量への影響のおおそは小さいものと考ええる。</p> <p>したがって、施設の存在（地下構造物等）に伴う地下水の水位及び流量の変化の程度は小さいものと予測されることから、評価の指標とした「周辺の地下水の水位及び流量に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p> <p>【土地の改変に伴う表面流出量の変化の程度】</p> <p>本事業では、敷地北側に位置する既存の調整池を活用する他、雨水浸透貯留槽及び浸透トレンチを新設することにより、「特定都市河川浸水被害対策法」等に基づき雨水流出抑制対策量を確保する計画であり、また、地下水涵養を確保することにより、健全な植栽基盤の創出を図る計画であり、これらの対策を講ずることにより、降雨に伴う表面流出の発生を最小限に抑える。したがって、土地の改変に伴う表面流出量の変化の程度は小さいものと予測されることから、評価の指標とした「土地の改変に伴う表面流出量に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p>

表1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
8. 生物・生態系	<p>《工事の完了後》</p> <ul style="list-style-type: none"> 【植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度】 【動物相の変化の内容及びその程度】 【土壌(青)環境の変化の内容及びその程度】 【緑の量の変化の内容及びその程度】 <p>【陸域生態系の変化の内容及びその程度】</p> <p>造成工事により、計画地内では、樹林(シラカンシ群集クヤキ亜群集、コナラークラス群集等)・草地(ススキークヤキ群集等)・水域(造成池等)が減少する。</p> <p>これに伴い、「植物相」は、森林性・草地性の種数及び個体数が、現況よりも減少する。「注目される植物種」(タマノカシノアオイ、ウメガサソウ、シヤクジョウソウ、アヤドコロ、キンランシ、ヤランシ)及び「注目される植物群落」(特定植物群落「多摩丘陵脚部のクヤキ・シラカンシ林」と同質と考えられる「シラカンシ群集クヤキ亜群集」)も、計画地内で生育地等が改変されるため減少する。「注目される動物種」(ヒガシニホンソコガ、ショウウリヨウバツタモドキ、コオノムシ等)を含む動物種は、各種の生息地の全部あるいは一部が消失するため、移動能力の低い動物は、種数及び個体数が減少し、移動能力の高い動物は、残留緑地や周辺域へ移動して、移動先の生息密度が一時的に増加し、新たに種内・種間競争が生じする可能性がある。計画地内の「緑効率」及び「緑の体積」も減少する。「生態系」は、生態系の注目される種(中型哺乳類、コナラークヤキ群集、シジュウカラ、ニホンカナヘビ、バツタ類、アズマヒキガエル、トンボ類)及びその生息・生育に関係する種の環境(繁殖地、採食地、隠れ処、移動経路等)の一部が消失し、中型哺乳類等の移動能力の高い種は、残留緑地や周辺域へ忌避する。</p> <p>このため、保全措置として、①残留緑地に隣接する「既存工場跡跡地」への植栽(エロシオナル・ネットワークの回復) ②改変面積の大きい「コナラークヤキ群集」及び「シラカンシ群集クヤキ亜群集」を主体とする植栽 ③縮小化するススキークヤキ群集(注目される種シウウリヨウバツタモドキ等の生息環境)等の草地の回復 ④改変エリアの表層土壌を活用した緑化 ⑤改変エリア内の注目される動物種の保全(残置森林への移植や播種、コオノムシ等の移植等) ⑥ピオトープ池の創出 ⑦移植個体のモニタリングと順応的管理 ⑧残留緑地及び造成緑地の適切な管理 ⑨外来植物の駆除等の措置を講じる。</p> <p>これにより、計画地内の緑地は造成前とほぼ同程度まで回復するとともに、多様な動植物の生息(育)環境が維持され、工事中に残留緑地や周辺域に忌避していた動物(注目される種を含む)は、再び計画地内の造成緑地・生態系に生息環境として利用すると考えられる。このため、本事業が生物・生態系に与える影響は、可能な限り低減されると予測する。</p> <p>したがって、評価の指標とした「地域の生物・生態系に与える影響を可能な限り低減すること」を満足すると考える。</p>

表1(8) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
9. 日影	<p>《工事の完了後》</p> <ul style="list-style-type: none"> 【冬至日における日影の範囲及び日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】 【日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】 <p>計画地は、「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める日影規制の対象区域である。なお、「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」の規制を受ける施設は建築物であり、本来、独立基礎を有する煙突には日影規制は適用されないが、煙突を含めて規制値との比較を行った。</p> <p>計画建築物(煙突を含む)による日影時間は、評価の指標とした規制値を満足している。また、計画地北側の住宅地等においては、計画地内北側の緑地部分は本事業では改変しないことから、計画建築物の大部分が残留緑地の樹木の背後となるため、日影の影響は小さいと考える。</p> <p>《工事の完了後》</p> <ul style="list-style-type: none"> 【計画建築物等の設置による遮へい障害及び反射障害】 <p>計画建築物により、地上デジタル放送の東京タワー(放送大学)、横浜局(県域局)及び平塚局(広域局・県域局)の遮へい障害、衛星放送の遮へい障害が計画地周辺の一部の地域において生じると考えられる。ただし、平塚局の遮へい障害予測範囲の建物には現状で平塚局方向へアンテナが向いている建物はなく、東京スカイツリーからのテレビ電波を受信していると考えられる。</p> <p>計画建築物による受信障害が発生した場合には、受信状況に応じて適切な対策を実施し、影響を解消するため、評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起さないこと」を満足すると考える。</p>
10. 電波障害	

表1(9) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
11. 景観	<p>《工事の完了後》 【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】 本事業は既存の情緒工場の建替えを行うものであることから、景観構成要素の変化はなく、地域景観の特性の変化は小さい。自然にとけ込むデザインとすることで、住宅地の街並みに調和した陰影のある繊細なデザインとすることにより、自然環境との調和、地域特性や資源への配慮を図る。また、計画建築物をできる限り敷地中央に寄せて配置し、周辺道路から計画建築物を見た際の景観への影響を緩和するように配慮するとともに、計画地内の既存の樹林地を可能な限り残し、一部伐採する部分の既存樹木についても移植を積極的に検討することから、評価の指標とした「丘陵地に連続する緑豊かな生活風景を形成すること」を満足すると考える。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】 工事の完了後には煙突等の位置は変わり、計画地南東側の地点からは煙突等が現況よりも大きく見えるようになるが、その他の地点からは眺望内に煙突等が占める面積は概ね現況と同程度であり、現況の眺望からの変化は小さい。なお、煙突や壁面等の計画建築物の外観は、隣接緑地と調和するように自然にとけ込むデザインとする。また、法面の緑化や植栽等を施すことから、評価の指標とした「丘陵地に連続する緑豊かな生活風景を形成すること」を満足すると考える。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】 計画地近傍における計画建築物（煙突を含む）の形態率は0.2～4.0%であり、現況（計画地内既存建築物）と比較すると1地点で0.7%減少し、4地点で0.4～1.9%増加する。</p> <p>計画建築物は現況よりも南側及び東側に配置することとなるが、計画地南側及び南東側の地域の圧迫感を軽減するため、計画地南側敷地境界から約30mの壁面後退を行うとともに、既存の工場棟の高さ（約34m）よりも低い高さ約30mとし、形態率の増加を抑えている。また、計画地内の敷地境界部に緑を配置する計画であることから、評価の指標とした「圧迫感の軽減を図ること」を満足すると考える。</p>

表1(10) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
12. 自然との触れ合い活動の場	<p>《工事の施行中》 【自然との触れ合い活動の場の消滅又は改変の程度】 フットバスコースの一部が計画地内に含まれており、計画地内のフットバスコースは改変するため、計画地内のフットバスコースは利用できなくなる。そのため、本事業では、計画地内の現状と類似した樹林地内にフットバスコースの代替ルートを整備する計画としている。代替ルートは新施設の工事に合わせて整備することから、工事の施行中の約4年間（工事開始1～48ヶ月目まで）は計画地内のルートは利用できなくなるが、代替ルートの整備後（工事開始49ヶ月目以降）には現状と類似した機能を持つフットバスコース（自然との触れ合い活動の場）が確保されると予測する。</p> <p>なお、工事の施行中（工事開始1～48ヶ月目まで）は計画地内のルートを利用できなくなるため、案内看板の設置などにより、迂回ルート（想定）の周知を行う。</p> <p>したがって、評価の指標とした「自然との触れ合い活動の場の持つ機能を確保すること」を満足すると考える。</p> <p>【自然との触れ合い活動の場までの利用経路との影響の程度】 工事の施行中においては、フットバスコースと工事用車両の走行経路が重複する区間があるが、これらの街路は歩道と車道が分離された形態であること及び工事用車両出入口に交通誘導員を配置すること、並びに案内看板の設置などにより、迂回ルート（想定）の周知を行うことから、フットバスコース（自然との触れ合い活動の場）の利用経路に支障を与えることはないと予測する。</p> <p>したがって、評価の指標とした「自然との触れ合い活動の場までの利用経路の状況悪化させないこと」を満足すると考える。</p> <p>《工事の完了後》 【自然との触れ合い活動の場の持つ機能の変化の程度】 「工事の施行中 自然との触れ合い活動の場の消滅又は改変の程度」に示したとおり、本事業では、計画地内の現状と類似した樹林地内にフットバスコースの代替ルートを整備する計画である。また、計画地内の現状と同様に、高台の場所をビューポイントとして整備する計画である。代替ルート等は今あるフットバスコースやビューポイントと同様に、緑に親しみ眺望を楽しむことができ、同様の機能を持つことから、自然との触れ合い活動の場の持つ機能の変化は少ないと予測する。</p> <p>したがって、評価の指標とした「自然との触れ合い活動の場の持つ機能の変化はないこと」を満足すると考える。</p>

表1(11) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
13. 廃棄物	<p>《工事の施行中》</p> <p>【撤去構造物及び伐採樹木の排出量、再利用量及び処理・処分方法等】撤去構造物に係る廃棄物の排出量は約91,937tと予測されるが、廃棄物等は分別を徹底し、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される平成27年度の目標値を踏まえて可能な限り再資源化を図る。伐採樹木の排出量は554m³と予測するが、伐採樹木はチップ化等を行い、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される平成27年度の目標値を踏まえて可能な限り再資源化等を図る。</p> <p>したがって、評価の指標とした「東京都建設リサイクル推進計画」に示される平成27年度の再資源化等の目標値を満足すると考える。</p> <p>【建設廃棄物及び建設発生土の排出量、再利用量及び処理・処分方法等】建設廃棄物（建設汚泥を除く）の排出量は約617tと予測するが、廃棄物は分別を徹底し、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される平成27年度の目標値を踏まえて可能な限り再資源化等を図る。</p> <p>建設汚泥の排出量は1,320m³と予測するが、汚泥の減量化・再資源化を行い、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される平成27年度の目標値を踏まえて可能な限り再資源化等を図る。</p> <p>また、建設現場での埋戻し等のほか、工事間利用を推進し、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される平成27年度の目標値を踏まえて可能な限り再利用を図る。</p> <p>したがって、評価の指標とした「東京都建設リサイクル推進計画」に示される平成27年度の再資源化等の目標値を満足すると考える。</p> <p>《工事の完了後》</p> <p>【施設の稼働に伴う廃棄物の排出量、再利用量及び処理・処分方法等】熱回収施設の稼働に伴う廃棄物（主灰、飛灰）の排出量は6,814tと予測するが、発生した主灰、飛灰は原則エコセメント化施設に搬出し、エコセメント化による再資源化を行う計画である。</p> <p>また、不燃・粗大ごみ処理施設の稼働に伴う廃棄物（鉄・アルミ・非鉄金属）の排出量は3,602tと予測するが、選別後の鉄・アルミ・非鉄金属は民間リサイクル業者へ搬出することで再資源化を行う計画である。</p> <p>なお、不燃・粗大ごみ処理で選別した後の残渣分やバイオガス化施設で発生する残渣残渣分については、熱回収施設のごみピットに搬送し、焼却処理することによってサーキュラーリサイクルする計画である。</p> <p>したがって、施設の稼働に伴う廃棄物は適正に循環的な利用が行われるよう必要な措置を講じ、再資源化する計画であることから、評価の指標とした「循環型社会形成推進基本法」に基づき事業者の責務を果たすと考える。</p>
14. 温室効果ガス	<p>《工事の完了後》</p> <p>【施設の稼働に伴う一般廃棄物の焼却及びエネルギーの使用による温室効果ガスの排出量及びその削減の程度】施設の稼働に伴う温室効果ガス排出量は約68,000tCO₂/年であり、その約89%はごみの焼却によるものと予測する。また、可燃ごみの処理に伴って発生する余熱及びバイオガス化施設で製造する可燃性ガスを利用した発電並びに余熱利用による温室効果ガス削減量は約16,000tCO₂/年、温室効果ガス排出量の約24%に相当する。</p> <p>本事業では、エネルギーの有効利用として可燃ごみの処理に伴って発生する余熱及びバイオガス化施設で製造する可燃性ガスを利用した発電並びに余熱利用、敷地外既存公共施設への蒸気の供給を行うとともに、太陽光発電設備の設置等を行う計画であり、温室効果ガスの排出量は可能な限り削減していることから、評価の指標とした「温室効果ガスの排出の抑制等の措置を講ずるよう努めること」を満足すると考える。</p>

●東京都告示第四百五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第四百八十一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年三月十五日

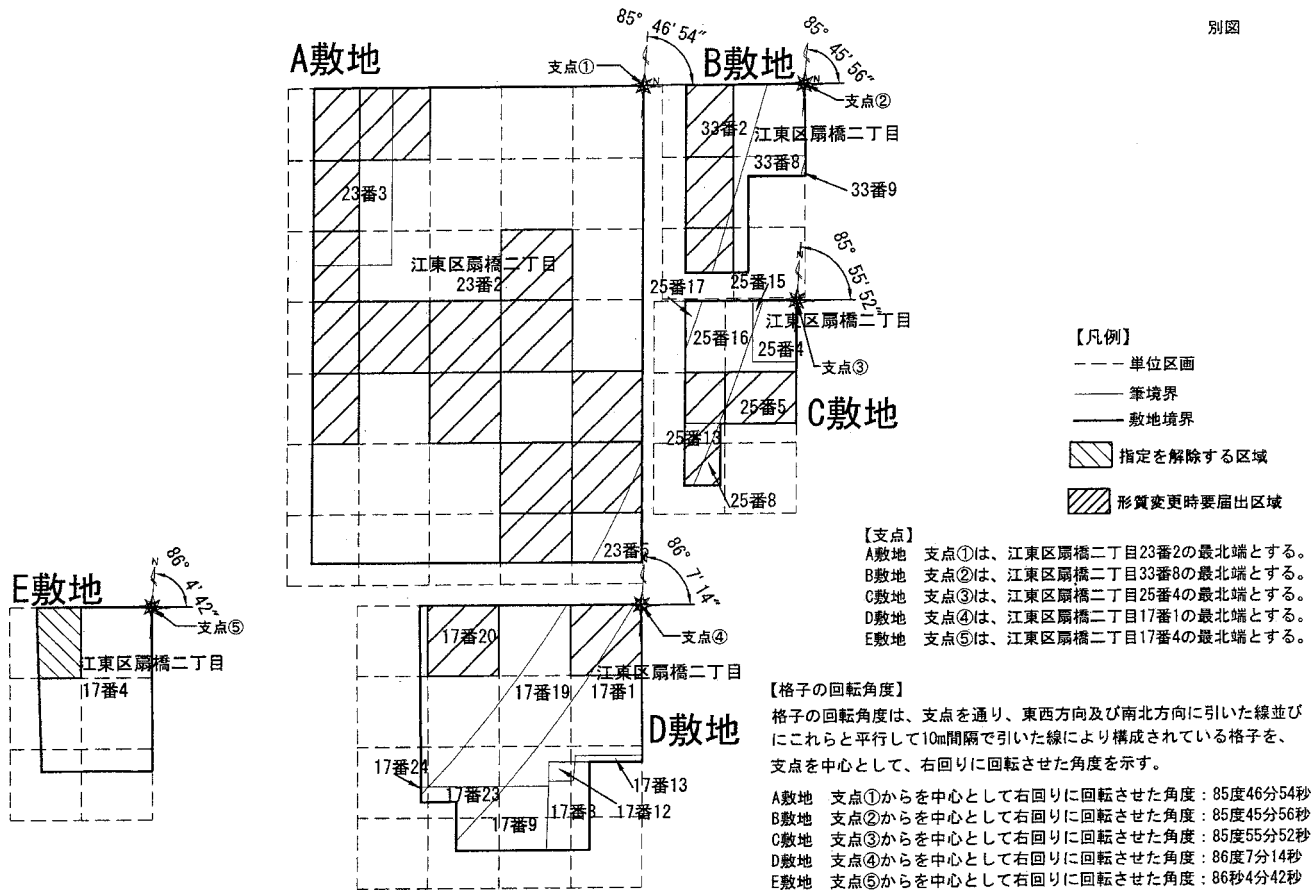
東京都知事 舛 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり（江東区扇橋二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



●東京都告示第四百六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年三月十五日

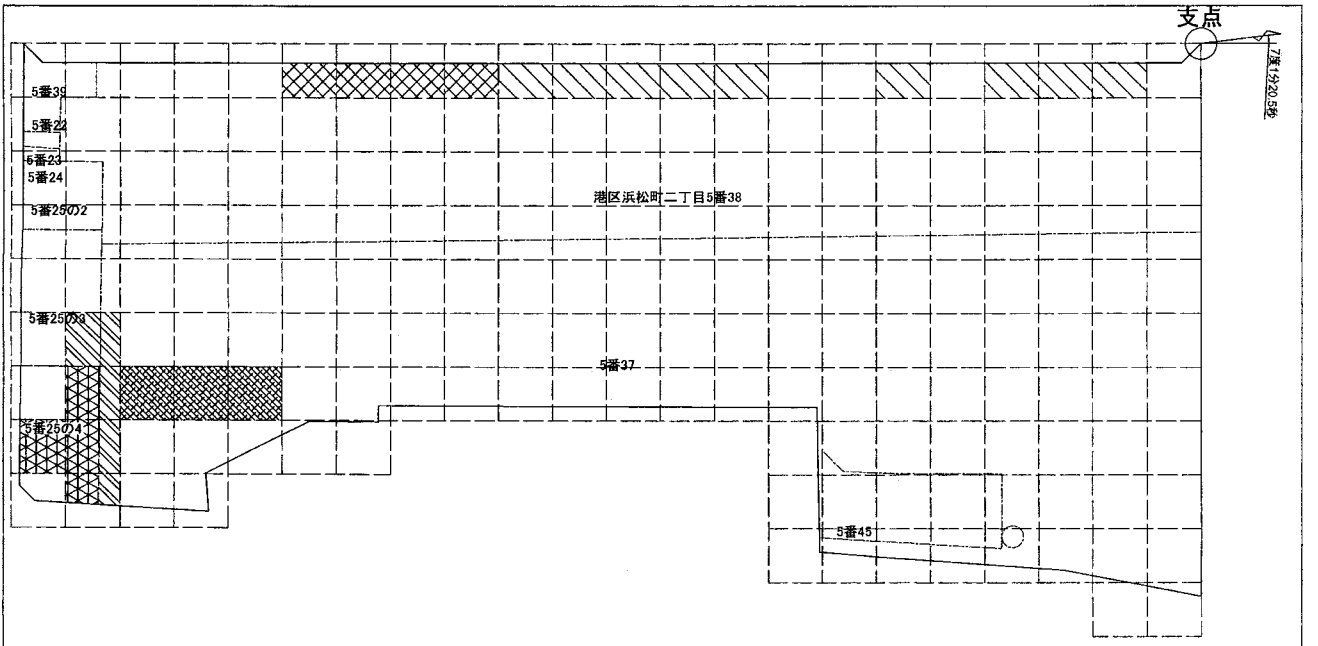
東京都知事 舛添要一

一 指定を解除する区域 別図のとおり（港区浜松町二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- : 敷地境界
- : 筆界
- : 単位区画
- ///: 指定を解除する区域
(平成26年東京都告示第935号により指定した区域)
- ///: 指定を解除する区域
(平成27年東京都告示第1010号により指定した区域)
- ///: 指定を解除する区域
(平成28年東京都告示第82号により指定した区域)

- ///: 形質変更時要届出区域
(平成27年東京都告示第1494号により指定した区域)
- ///: 形質変更時要届出区域
(平成28年東京都告示第82号により指定した区域)

【支点】

支点は、港区浜松町二丁目5番38の最北端とする。

【格子の回転角度(7度1分20.5秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第四百七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年三月十五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十五日

東京都知事 舛 添 要 一

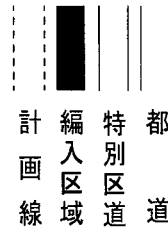
一 路線名 鮫洲大山

二 変更の区間 豊島区千早四丁目三番一地从先から同区要町三丁目四十四番十五地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道鮫洲大山線区域変更略図
豊島区千早四丁目、要町三丁目



延長 四三七・五九メートル
面積 三、八二三・九六平方メートル

